

年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人は主たる事務所の所在地）

商号、名称又は氏名

（法人の場合）代表者氏名

誓 約 書

- 1 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第 53 条第 2 項の規定に基づき、法第 57 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅において終身賃貸事業を行うことを誓約します。
- 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 54 条各号の規定に基づき、以下に掲げる認可基準に適合することを誓約します。
 - 一 賃貸住宅の賃借人となろうとする者から仮に入居する旨の申出があった場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借をすること。
 - 二 権利金その他の借家権の設定の対価を受領せず、かつ、入居者が不正の行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をするものであること。
 - 三 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあつては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受領せず、かつ、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないものであること。
 - 四 前払金を受領する場合にあつては、当該前払金の算定の基礎が書面で明示されるものであり、かつ、当該前払金について終身賃貸事業者が返還債務を負うこととなる場合に備えて、前払金に係る債務の銀行等による保証等の必要な保全措置が講じられるものであること。
 - 五 賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。また、賃貸住宅の賃貸借契約書並びに家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類その他の賃貸住宅に関する事業の収支状況を明らかにするために必要な書類が備え付けられるものであること。